４　教科書と補助教材

４　教科書と補助教材

　　　教科書以外の図書その他の教材で有益適切なものは使用してよいと認められていますが、選定にあたっては、学校としての説明が十分に果たせることが大切です。

　（１）教科書とは

　　　教科書とは、小・中・高等学校並びに盲・聾・養護学校の小・中・高等部で、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童または生徒用の図書であって文部科学大臣の検定を経たものまたは文部科学省が著作の名義を有するものをいう。（発行法第２条より）

Ｃ都道府県が指定した、市販の図書で教科の主たる教材となるもの＜学校教育法　附則第９条＞

**教科用図書**

**教科書**

**教科用図書**

Ａ「検定教科書」

Ｂ「文部科学省著作教科書」・・・○高等学校の職業に関する

一部の教科書

○盲・聾教育用等の教科書

通常学級で使用→Ａ

特別支援学級で使用→知的ＡＣ、その他Ａを選択して使用

　（２）補助教材とは

　　　教科書以外の図書、その他の教材である。

　　学校法において、有益かつ適切なものは、使用が認められている。ただし、使用する教科書以外の図書について、予め教育委員会へ届け出をする必要がある。

各町村の管理運営規則を掲載

　（３）補助教材の届出・承認の責任者

　　　個々の学年・学級で使用する教材は、校長に届け出、決裁を受けなければならない。

　　　校長は、教育委員会に教材の使用届を提出する。

　（４）補助教材の選定にあたって　（利用目的及び選定理由）

　　ア　教科書の内容を補助できる優良なものを使用

イ　保護者の経済的負担への考慮

ウ　アの奨励のため、利用状況（効果）の把握

　（５）補助教材使用の手続き

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 時期 | 流れ | 地教委 | 校長 | 担任  （教科） | 担当 | 保護者 | 福祉保健所 | 業者 |
| １ | 10月  ～3月 | ○次年度の教育課程（教科書等）の内容を考えて  届出を要する副読本、学習帳（年間分）及び材料費・行事費･その他の検討 |  | ○ | ○ |  |  |  |  |
| ２ | 3月 | 本年度における利用状況の把握　評価・反省 |  | ○ | ○ |  |  |  |  |
| ３ | 3月  ～4月 | ○次年度分（または、本年度分）に  教材使用伺  ついて評価 ・ 反省を基に最終選定  **↓**  ○校長の意思決定 |  | ○ | ○ |  |  |  |  |
| ４ |  | 見積り依頼 |  |  | ○ | ○ |  |  | ○ |
| ５ | 4月～ | 教材使用届　提出  　　（管理運営規則で規定された様式）  学校預り金と併せて保護者へのお知らせ | ○ | （決裁）  ○ | ○  ○ |  | ○ |  |  |
| ６ |  | 業者発注  現品受領 |  | (○) | ○  ○ | (○)  ○ |  |  | ○ |

　　※　会計事務については学校預り金を参照

　【評価・反省】

　　評価はなぜ大切か。

　　学校が、自主的に選択したものであるので、その結果についての説明が必要です。

　　　○児童生徒が使用してどうだったか。

　　　○担当者としてきちんと活用させることができたか。　　など

　（６）教材選定について

　　　授業を行う上で、教材は重要です。

　　　教科書・補助教材（自作教材・市販教材）・文化財・人・インターネット上のコンテンツ等すべてを指します。教材を活用できるように意識が必要です。

　　ア　教材の考え方と活用の工夫

　　　　「教材」とは何か。

　　　　教材は教師と児童・生徒が同時に働きかけを行う「同一の対象」のことです。

　　　　教員は「同一の対象」である教材を用いて「教え」児童生徒は「同一の対象」である教材に取り組むということで「学習」します。

　　　　これが授業という行為の特色です。（他の教育作用と異なっています。）この様に考えると、具体的なもの、抽象的な学問、また文化財さらには人までもが、教材になり得るし、これなしでは教育行為は成立しないものだともいえます。教材は法的な規定及びに現状をもとにすると

　　　　（ア）　教科用図書

　　　　（イ）　教科書以外の図書教材

　　　　（ウ）　その他の教材(教具や教育用の機器)

ビデオ・DVD教材や教育用のコンピュータやソフト、インターネット上でのコンテンツなど

　（７）教材の活用

　　　教材はそのままでは単なる「素材」であって、教える側がきちんとした意図をもってそれを用いなくては教材とはなり得ません。

教育目標に向かって、教師が「同一の対象」を意図的に選択もしくは作成し、自分と児童・生徒との間に提出することが教師自身の重要な役割の一つとなっています。この時、教材の選択もしくは作成の基準として用いるのが、教育目標よばれるものです。

教材の三角錐

教育目標に向かっての教科目標・到達目標などがあります。

カリキュラムを見据えて、どのような教材を使用するか思いうかべてみましょう。（例えば、この単元を教えるために～　　いつ頃、講師招聘をするか。この学習帳をいつ頃使用するか。などを考えることが教材を選ぶことです。）

教材の三角錐の図は、教師と児童・生徒が「同一の対象」である教材に学習という働きかけをすること、そして教師と児童・生徒が相互に働きかけを行うこと。さらに教材の選択を含めて、教師と児童・生徒の教授・学習過程が教育目標のもとに展開されることを示しています。

この図をもとにすると教材の活用において次の事を考える必要があることが考えられます。

　　　　１　教育目標に合った教材であるか

　　　　２　児童・生徒の実態に即した教材であるか

　　　　３　教員にとって「教えやすい教材」であるか

この三つの点について、教材を活用する側の教員は、その使用のときに配慮する必要があり、また、教材購入等に関しても考慮していく必要があります。

別記第　号様式（第　条関係）

　　平成　　年　　月　　日

教育委員会　様

立　　　　学校長　　　　　　　印

教　材　使　用　届

下記のものを平成　　年度教材として使用しますので、　　　　　立学校管理運営規則第　条第　項及び第　項の規定により届出します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学年 | 教科 | 教材の名称 | 著者名 | 発行所 | 単価 | 児　童  生徒数 | 使用目的及び  方法 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

【参考様式】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 校長 | 教頭 |  | 事務 | 担当 |
| 平成　年 月　日 |  |  |  |  |

担当者氏名

教　材　使　用　伺

下記のものを　　年度教材として使用してもよろしいか、お伺いします。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教科 | 書名 | 学年 | 生徒数 | 編集者 発行所 | 単価 | 使　用　理　由  (　目的・効果　) |
| （取扱業者） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

【参考様式】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校長 | 教頭 |  | 事　務 | 担当 |  |
| 平成　年 月　日 |  |  |  |  |

担当者氏名

教材使用の評価・反省

年度教材使用の評価・反省を下記のとおり、報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教科 | 書名 | 学年 | 生徒数 | 編集者 | 発行所 | 単価 | 評価・反省 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |